

Title	被災障害者・犯罪被害者の生きづらさとその支援
Sub Title	Difficulty of living of persons with disability affected by disaster/victims of crimes and support
Author	佐藤, 恵(Satō, Kei)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2018
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.23 (2018. 7) ,p.21- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：サバイバーの社会学
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20180707-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20180707-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 被災障害者・犯罪被害者の生きづらさとその支援

### Difficulty of Living of Persons with Disability Affected by Disaster/Victims of Crimes and Support

佐藤 恵

#### 1. はじめに

本稿は、被災障害者・犯罪被害者の生きづらさとその支援について、相互行為レベルで事例研究を行うことを通して、「サバイバーの社会学」に関するいくつかのインプリケーションを得ることを目的とする。

#### 2. 犯罪被害者の生きづらさとその支援

##### (1) はじめに

おおよそ 2000 年頃まで、犯罪被害者に対する社会的支援は長らく欠如した状態が続き、被害者は刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」であった。しかし、「忘れられた存在」としての犯罪被害者は、とりわけ 2000 年以降、法制度を中心とした支援体制が徐々に整備され、その立場は法制度的には以前よりも明確に位置づけられるようになっている。特に 2004 年成立の犯罪被害者等基本法は、被害者の権利を明文化した上で、被害者支援の基本理念を定め、被害者支援を国・地方公共団体・国民の責務と位置づけた法制度として重要である。

ただし、被害者支援に関して現在までに行われている議論は、法制度という「箱」の整備に関するものであって、被害者の回復に必要な「(箱の)中身」の充填にまでは至っていないという問題点を内包したままになっている(佐藤 2010a)。たとえば、犯罪被害者が刑事裁判に参加する被害者参加制度(2008 年 12 月に導入)をとってみても、ただ裁判への参加が担保されたというだけでは不十分であり、事件直後から支援者がつき、十分な情報も提供された上で不安なく参加できるといった「中身」が必要である。

本章の議論は、現場における支援実践、とりわけ被害者に対する民間支援に注目した上で、被害者の回復——被害を忘れるということではなく、悲しみや苦しみを抱えつつも日々の生活を再建していけること——に必要とされる「中身」の例として、「聴く」こと、「つなぐ」こと、「巻き込む」ことという三点に焦点を合わせる。公益社団法人・被害者支援都民センター(東京都新宿区)における聞き取り調査に基づき、そこで得られたヒアリングデータをもとに、それら三点の、現場での具体的な実践について検討する。

なお、本章における「被害者」には、原則的に被害者家族・遺族まで含める。犯罪による直接的な第一次被害の後、被害者本人だけでなく、その家族・遺族もまた、第二次被害としての社会的非難や第三次被害としての自己非難・自責の重層化によって苦痛を感受し、ヴァルネラ

佐藤恵「被災障害者・犯罪被害者の生きづらさとその支援」

『三田社会学』第 23 号(2018 年 7 月) 21-34 頁

ブルな存在となっていく。犯罪被害者の問題とは、被害者本人にとってのみならず、被害者家族・遺族にとっての問題でもあり（佐藤 2004）、被害者支援の領域においてはしばしば、被害者家族・遺族をも含めた意味で「被害者」という用語が用いられる。法や宣言の用例としては、「犯罪被害者等基本法」[2004 年 12 月 1 日成立、2005 年 4 月 1 日施行]の第 2 条第 2 項、「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」(通称「国連被害者人権宣言」)[1985 年]の第 2 条など。

## (2) 「聴く」こと

長い間、「忘れられた存在」であった犯罪被害者は、その声を聴かれることなく封殺され続けてきた。被害者を「聴かれない存在」にする社会的反応は、[1]被害者に「落ち度」を「発見」して被害者を非難する「犠牲者非難」、[2]「克服」の物語と悲嘆の物語とのアンビバランス、[3]非被害者である一般市民の傍観である。

[1]について。①加害者側はしばしば、被害者に「落ち度」を「発見」して被害者を非難し、事件の責任を被害者に帰属させて、責任回避を図る（佐藤 2001）。そうした加害者側の反応が、被害者の声を封殺するのである。被害者本人が亡くなった場合は、なおさら被害者側の声は封殺される。

②それに加えて、[加害者—被害者]を取り巻く周囲の他者から被害者にもたらされる二次被害がある。ここで言う周囲の他者とは、捜査関係者、メディア、司法関係者（検事、弁護士、裁判官等）、友人・知人、近隣住民、職場の同僚等を広く含む。ここでもやはり、被害者に「落ち度」が「発見」されて被害者が非難されるが、それは、加害者側による責任回避とはやや異なり、「被害に遭うのは落ち度があったからだ」という固定観念が社会的に共有されているためである。

①②のいずれにしても、加害者側、そして周囲の他者による被害者への非難は、事件による一次被害を受けた犠牲者である被害者が、さらに二次被害としての社会的非難をも受けるという、「犠牲者非難」現象である。

[2]について。「頑張れ」、「元気になれ」といった、一見、被害者の回復につながりそうに見える声が、実は、悲しみ・苦しみを早く忘れ、そこにとどまっていなければならないという規範的期待となり、被害者を追い込む、被害「克服」の煽りとなる。被害者が呼び込まれる物語としては、「克服」の物語の他にもう一つ、悲嘆の物語がある。「克服」の物語に呼び込まれた被害者が、頑張って元気そうにふるまっていると、今度は、「あなたは強い、私なら気が狂っている」と言われたり、「あなたは被害者なのだからおめでたい席に出るものではない」と言われたりすることで、悲嘆にとどまっていなければならないという規範的期待を受けるのである。こうして被害者は、「聴く」他者の不在という状況のもとで、「頑張れ（＝悲嘆にとどまる声の封殺）」という「克服」の物語と、「頑張るな（＝悲嘆にとどまらない声の封殺）」という悲嘆の物語と、相矛盾する規範的期待のアンビバランスにさらされつつ、特定の物語に

呼び込まれ、それが定着していくこととなる。

[3]について。非被害者の多くは、「被害者はひとりにしてほしいと思っている」と考え、被害者からの社会的距離化を図ることで「プライバシー等への配慮」を行うことが被害者に必要な支援だと思っているが、被害者の立場から見ると、支援ニーズは逆なのである。このことを示す二つの調査データとして、2006年度および2008年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」（内閣府犯罪被害者等施策推進室）がある。これらの調査データは、一般市民が「プライバシー等への配慮」のもとに傍観することによって、被害者から社会的距離化を図り、被害者を「聴かれない存在」にしていることを端的に表している。

本章では、犠牲者非難、「克服」の物語への呼び込み、悲嘆の物語への呼び込み、そして一般市民の傍観を合わせて、被害者が受ける二次被害と考える。これらの二次被害はどれも、被害者自身の声を「聴く」ことなく封殺するという点で、共通性を有する。こうして、[加害者—被害者—周囲の他者—一般市民]という四層構造において、被害者の「聴かれない存在」としての立場が強化されていく。そして、「聴かれない存在」であることは、しばしば被害者に大きな苦しみをもたらす。

では、被害者は、周囲の他者や一般市民から二次被害を受ける状況で、家族内でなら「聴かれる存在」になりえるのかというと、必ずしもそうとばかりは言えない。被害者家族の間では「支え合い」が行われているはずだという思い込みが一般にあるが、現実には、被害者家族のメンバー同士は、しばしば、被害の受け止め方、悲しみ方、立ち直り方等の違いをめぐり、せめぎ合いのトラブルを抱える（佐藤 2004）。被害者家族は、相互の声を「聴く」余裕を持ちえないことが少なくない。

こうした「聴かれない」状況において、被害者は、「同じ傷を持つ」被害者同士のピア・サポートにおける語り合い・聴き合いの取り組みを行い、苦しみを「安心して吐き出せる」経験を積むことで、「聴かれる存在」への転身を図ってきている。被害者支援都民センターでは、被害者のセルフヘルプ・グループが定期的に開かれているが、都民センター元事務局長 X 氏によれば、ピア・サポートでは、仲間に対して、遠慮や警戒感なく繰り返し語れるということがあり、ピア同士の間でこそ支援が成立しやすい。繰り返し語れることは、語り手がピアという聴き手を得て、「語れる存在」、言い換えれば「聴かれる存在」となることを意味しており、そうした被害者は、井上俊の言葉を借りるなら、「経験を組織化し秩序立てる力」（井上 1997: 42）としての物語の力を獲得しうることとなる。「語れる存在」＝「聴かれる存在」となることによって、自分の考え方、自分の感情、その感情のもととなっていること等、自らの経験が組織化・秩序化されていくのである。

その上で、ピア・サポートでは、語ることのみならず、ピアの物語を「聴く」こともまた重要である。語ることと「聴く」ことは、一對の相補的なものとしてある。ピア・サポートにおける「聴く」ことは、G.H. ミードの言う「遅延反応」（Mead 1934=1973）を生じさせる。そして、そこでは内省が活性化され、そうした内省が、「克服」の物語／悲嘆の物語に絡め取られ

ている自己の問題的状況を認識させ、「克服」の物語／悲嘆の物語を語ることを一時停止させた上で、そうした物語の固定性に裂け目を生じさせるのである。ここで、裂け目とは、定着した物語からオルターナティブな物語への転換をただちに引き起こすような作用は持たず、自己が絡め取られている定着した物語とは違和的な要素へ焦点をずらし、そうした要素と定着した物語との間に、物語の複数性を設けることで、定着した物語の支配性を一定程度低減させる作用を持つものである（佐藤 2008）。

以上のように被害者はピアという聴き手を得て、繰り返し語ることができるようになることで、自己の経験の組織化・秩序化の力としての物語の力を得る。また同時に、被害者は、ピアの物語を「聴く」ことを通して、内省が活性化され、自らの物語の語り直しが促されることとなる。

### (3) 「つなぐ」こと

事件からの経過年数によって、被害者のニーズも変化していく。都民センターの 2001 年および 2006 年の調査では、特に事件後初期の段階では、種々の直接的支援が総合的に必要となることが示されている。逆に、事件から 10 年以上経過した被害者は、100%の人が「今後受けたい支援」として「同じような体験をした人と話し合える場の設定」を挙げており、とりわけ精神的支援については長期的スパンでの取り組みが必要とされている。

このように、被害者の回復のためには、特に初期段階において、各種の専門的知識・技術・資源の動員が求められるが、しかし、そうした知識・技術・資源を、ピアや、あるいは都民センターという一つの組織のみが内部に恒常的に抱え込んでいることはできない。とりわけ、自らも苦しみを抱えるピアが、そうした知識・技術・資源をすべて持ち合わせ、ピアのみで支援を担いきるということは困難である。

よって、人と専門機関、もしくは人と人、人と支援制度を「つなぐ」ことを行い、シームレスな総合的支援によって被害者の生活を支えることが重要となる。専門機関・人・制度を「ピンポイント」と呼ぶなら、「つなぐ」ことは、被害者とピンポイントとを媒介するという支援であり、「聴く」ことと並んで、本章が被害者支援の主要な「中身」として位置づけることである。

「つなぐ」際の第一の留意点は、被害者のニーズがあらかじめ確固とした所与として存在し、それをどこに「つなぐ」かを考えればよいというわけではないという点である。被害者は、とりわけ事件直後には、自分に何が起きたのかが分からず、起こった事実を受け入れられないような、喪失体験をそれとして受容することができない状態にあり、当初から、自らの支援ニーズを明確に把握できていないわけではない（佐藤 2003）。この場合には、支援者が、一人一人の被害者に個別具体的に対応し、声を「聴く」ことを通じて、対自的に潜在化しているニーズを掘り起こしていくこととなる。

「つなぐ」際の第二の留意点は、被害者を「つなぐ」先のピンポイントも、あらかじめそれ

が被害者への支援機能を有すると認知されているとは必ずしも限らないという点である。したがって、この場合、「つなぐ」ことは、制度・施策の単なる紹介ではなく、被害者支援機能を有しつつも埋もれている制度・施策等の資源の掘り起こしを伴う。被害者のニーズが確固とした所与でないのと同様、被害者を「つなぐ」先も、支援機能があらかじめ認知され、支援に利用できる制度・施策として位置づけられている確固とした所与であるわけではないのである。

こうして、被害者支援においては、被害者のニーズを、被害者支援機能を有する資源と「つなぐ」ことが必要となるが、その際、以上二つの留意点に見られるように、すでにそれ自体で確立している存在同士を単にマッチングするというのではなく、被害者側と資源側の、二重の掘り起こしを行うことが求められるのである。

#### (4) 「巻き込む」こと

被害者の声を「聴く」ことを通して、支援のノウハウを発見したり、相談員自身の生き方や考えの振り返りが促されたりした場合、そうした相談員こそが、ピアと各専門機関との中間的存在として、被害者の声を「聴く」ことや、ピアと専門機関を「つなぐ」ことに精通したアドボケイトとなりうる。

このような、「聴く」こと、「つなぐ」ことに精通したアドボケイトとしての相談員は、必ずしもピアでなければならないというわけではない。むしろ、事件直後の早期段階から長期にわたる支援を実効的なものとしていくためには、犯罪被害の経験を持たない一般市民を被害者支援に「巻き込む」ことによって、被害者支援に一定の社会的広がりを持たせることが大きな意義を持つ。

一般市民を「巻き込む」過程では、「箱」の整備の意図せざる結果の一つとして、アドボケイトの資質を欠くと見なされる人が、支援の現場に関わる可能性もあるため、アドボケイトの質の担保が課題として浮かび上がってくる。こうした課題は、「箱」の整備が徐々に進んできつつある現状で、「中身」の支援として現場で何が求められるのかを絶えず検証していく必要性を認識させるものだと言える。

#### (5) 小括

本章では、犯罪被害者支援において、制度・施策という「箱」の整備だけでなく、その「中身」の充填が求められていることを確認し、「中身」の例として、「聴く」こと、「つなぐ」こと、「巻き込む」ことという三点に焦点を合わせた。そして、被害者支援都民センターの支援活動の事例研究を通して、それら三点の、現場での具体的な実践について検討した。

その上で、「ピア同士の間でこそ支援が成立しやすい」こと、ただし、「ピアのみで支援を担いきることは困難である」こと、そして、「『聴く』こと、『つなぐ』ことに精通したアドボケイトとしての相談員は、必ずしもピアでなければならないというわけではない」ことを確認した。

日本の被害者支援はまだスタートを切った段階である。今後、ますます、被害者への支援を充実させ、被害者の権利を拡充・擁護していくことが必要であるが、「箱」だけでなく、「中身」として何が求められ、実際に取り組みられているのかについて、現場での支援実践から学び続けていきたいと思っている。

### 3. 被災障害者の生きづらさとその支援

#### (1) はじめに

本章は、阪神大震災・東日本大震災において、障害者や高齢者等、「震災弱者」とされる人々のうち、特に被災障害者に注目し、震災時における障害者への社会的被害の集中、およびそうした困難を抱える人々に対する支援や「支え合い」の活動に焦点を合わせ、震災の中での障害者の生とその支援について検討を行うことを目的とする。

阪神大震災と東日本大震災とは、前者が都市直下型地震による震災、後者が広域災害で、かつ地震、津波、原発事故の「複合被害」をもたらした震災というように、震災としての様相は大きく異なる。しかし、両震災とも、市民全体がインパーシャルに被害を受けたわけではなく、平時からヴァルネラブルな障害者や高齢者等が、非日常時に集中的に被害を受け、「震災弱者」化したという点で、共通点を有する。本章はそこに注目したい。

本章で中心的に取り上げる被災障害者支援団体は二つある。一つ目の団体として、阪神大震災直後にボランティア団体として発足した、被災地障害者センター（神戸市長田区、現：NPO 法人・拓人こうべ）による、阪神大震災復興支援活動を考察する。二つ目の団体として、ゆめ風基金（大阪市、現：NPO 法人・ゆめ風基金）による、東日本大震災復興支援活動に照準する。ゆめ風は、センターの関連団体であり、センター同様、阪神大震災を契機として発足した、被災障害者支援のための基金である。

#### (2) 社会的被害（二次被害）の重層化

阪神大震災において、障害者には、社会的被害が集中的に現れ、重層化していった。（ア）安否確認の手が届きにくく、情報へのアクセスが閉ざされやすかったこと、（イ）避難所・仮設住宅などの物的環境面のバリアが立ちはだかったこと、（ウ）介助が不足していたこと、（エ）被災市民を画一的に取り扱い、障害者への特別な配慮を行わない「一律『平等』主義」と、「一律『平等』主義」のもとでの独力生活困難者に対する「施設・病院収容主義」、（オ）避難所等における、周囲の他者からの排除的な対応、（カ）自力で生活再建が可能な者とそうでない障害者との間の、復興格差（佐藤 2010b）。

自然災害としての地震を契機として、種々の社会的被害（二次被害）が重層化し、障害者のヴァルネラビリティの先鋭化の問題が浮かび上がったのである。被災障害者の抱えるこれらの困難は、震災以前から存在していた日常的な生活上の困難であり、被災障害者にはそうした困難が震災という非日常時にいっそう顕在的、先鋭的に現れ、そこに「震災弱者」が生み出され

ていった。

こうして、支援を必要とする人々が通常の地域生活を営め、排除されない社会をつくるというノーマライゼーションの理念は、非日常的状況において打ち捨てられたと言えよう。震災前から介助不足であった神戸市では、震災という非日常的状況において、地域での自立が否定され、「施設・病院収容主義」への遡行によって施設への収容が行われたのである。

では、以上のような、障害者にとっての社会的被害の重層化は、東日本大震災ではどうだったのだろうか。結論を言えば、以上（ア）～（カ）の困難については、東日本大震災において、阪神大震災時の再現となった。東日本大震災においては、原発事故被害に議論が集中する傾向にあり、その陰に、「震災弱者」への困難集中の問題が隠れてしまいがちである。だが、「震災弱者」の困難が社会的に埋もれさせられていき、取り残されていくという傾向は、阪神大震災と同様であった。「震災弱者」が困難を抱えざるをえない状況は、阪神大震災の再現であり、その教訓が生きていないことがあらわになった。

ただし、ここでとりわけ（ウ）の介助不足の問題に照準すると、東北では震災以前より、大規模施設サービス中心で、施設入所以外の選択肢が乏しく、在宅福祉サービスの基盤が脆弱である。被災三県のうち、福島は自立生活を送る障害者があり、宮城の仙台圏もそうであるが、仙台圏以外の宮城と岩手では、入所系が多い。そうした入所系が中心のところでは、そもそもヘルパーを利用するという土壌がなく、地域で生活するための社会資源が不足している状態であって、選択肢は施設入所、そうでなければ親元に限られている。こうして、東日本大震災では、仮に障害者が一旦避難所に行ったとしても、そこから施設に収容されることが多く、そしてそれは、震災以前からそういう「施設・病院入所主義」の状況だったということである。神戸とはまた異なり、震災以前から施設以外の選択肢がないという困難が、震災時に、より先鋭的な「施設・病院収容主義」として東北で現象したと言える。

### （3）障害者のピア・サポートとボランティア／NPOによる支援

2節で見てきたように、震災時、日常的困難の顕在化、先鋭化によって、被災障害者は、被災市民のうちでも最もヴァルネラブルな「震災弱者」となっていった。ただし、だからといって、被災の中の障害者を、そのヴァルネラビリティにおいてのみとらえ、無力な存在と見なすならば、それは一面的にすぎる。確かに障害者は非日常時にしばしば「震災弱者」化したものの、同時に、障害者が支援する側に回り、ピアに対する安否確認、物資提供、あるいは健常者市民に対する炊き出し等、能動性を発揮しえた場面があったことも見逃せない。障害者にとっては、ヴァルネラブルであるからこそ、社会的支援を獲得しながら生きるネットワークが日常時から必要となり、そしてそうしたネットワークが非日常時における障害者の能動性発揮を準備したということである。被災障害者のヴァルネラビリティから能動性への転回(佐藤 2010b)と表現できよう。

東日本大震災においても、募金活動や、障害者への物資配給・救援活動等、障害者の能動性

発揮が見られた。そうした能动性発揮は、障害者メンバーが支援の中心となり、障害者団体のネットワークを活用した、ピア・サポート的な支援のあり方と言えるだろう。

そこで、ピア・サポートのみならず、ボランティアやNPO等の市民活動による支援が、被災障害者支援において大きな意義を有することとなる。日常的困難が顕在化、先鋭化した障害者は、独力では容易でない生活再建・自立に向けた取り組みを、ボランティア/NPOといった市民活動の支援者との「支え合い」において行っていかなざるをえない。以下は、被災地障害者センターによる「支え合い」の事例である。

(a) 「顔の見える関係」：被災地障害者センターは、「顔の見える関係」にある、十把一からげにはできない障害者個々、すなわち「かけがえのない『この人』」に対する個別具体的な配慮・支援にこだわった。これは、「一律『平等』主義」の回避と理解できる。

(b) 自立：独力での経済的自立・身辺自立という自助的自立観に対し、障害当事者が提起してきたオルターナティブな自立観においては、必要な支援を獲得しながら、「どこで、だれと、どのように生活するか」という生活目標・生活様式を自己決定し生活を組み立てていく取り組みを自立ととらえる。なお、ここで言う自己決定は、当事者の自己決定が、支援者など周囲の他者の自己決定との相互関係において成り立つという、自己決定の相互性に基づくものである。

(c) 「支え合い」：自己決定の相互性をふまえた上で、支援者が障害当事者の自己決定を「わがまま」、「甘え」などと一方的に価値づけ、切り捨てるのではなく、逆に、支援者が自らの行為を一方的に決定され障害者の言いなりになるのでもなく、互いの差異を認め合い、障害者の自己決定との対等な関係性を構築していく過程を「支え合い」と呼ぶ。「支え合い」の関係においては、当事者の生き方に関する自己決定を支援者が支えるのみならず、支援者自身も、当事者と関わる中で、「自分が変わる」契機を獲得し、生き方を自己決定していくこととなる。

(d) 「隙間の発見」：制度、ルール、マニュアルによる規制を必然視しないような、弾力的な支援の技法を、①「弾力性の隙間」と呼ぶ。また、直面した問題に対し、必ずしもその全き解決となるとは限らないにせよ、それでもなお、インフォーマルな試行的実践によって一時的・局所的な「解決的要素」を調達し、フォーマルなサービスにつないでいくような支援の技法を、②「試行性の隙間」と呼ぶ。

(e) 「聴く」こと：支援者が当事者の声を「聴く」ことは、当事者のニーズを掘り起こす効果を持ち、また、「語る」—「聴く」の経験を通じて、当事者が、自己に向けられた配慮・関心を感じ取り、自己を存在的に肯定することができるようになる可能性をもたらす。その上で「聴く」ことは、支援者にとっても、自己のそれまでのリアリティ定義から離脱し、自分が変わる契機としての「気づき」を得る可能性をもたらすものである。

(f) 「混在」：被災地障害者センターは2000年以降、介護保険指定事業を展開するにあたって、制度の枠内の事業者としての役割と、制度の枠外のボランティアとしての役割という、

複数の多元的現実を同時に生きてきたが、そのような技法を、①「深さの混在」と呼ぶ。また、独力での支援という従来のボランティア観とは対照的に、単独の支援者が当事者を「抱え込まない」で、当事者—支援者—支援者という三者関係を「つなぐ」ことで、異質な支援者間のヨコの連携において、補完的・相互依存的に支援を成立させていく技法を、②「広がり混在」と呼ぶ。

(g) 「分らなさへの定位」：「支え合い」の取り組みにおいては、「分かり合う」ことを性急に求めず、「分らなさ」と向き合う支援技法が重要になる。それは、「分かり合う」から関係性を結ぶ、あるいは関係性を結べばただちに「分かり合う」ことができるはずだという姿勢ではなく、最首悟の言葉を借りるなら、「分らなさへの定位」である。

以上のような市民活動による支援は、「一律『平等』主義」とは対照的な論理に基づく。「一律『平等』主義」は、被災市民すべてをインパーシャルに取り扱う行政的論理であり、この論理のもとでは、「震災弱者」は個別支援を受けられず放置される結果となる。

それに対して、市民活動による支援はパーソナルな対応が可能であり、被災市民の中でも最もヴァルネラブルな存在に焦点を合わせ、そうした存在に対して多様なニーズに即した個別支援を行う。阪神大震災時のセンターによる支援実践では、「顔の見える関係」で一人一人の障害者の生活やニーズを把握し、それに基づいて「支え合い」の活動をつくり出そうとする個別支援に注力してきた。同様に、東日本大震災時のゆめ風基金による支援も、個人レベルでの個別支援に重点を置いている。

#### (4) ゆめ風基金による支援とジレンマ

ここでは、東日本大震災におけるゆめ風の支援のポイントとジレンマに関して検討する。まず、支援のポイントの第一は、3節でも見た個人レベルでの個別支援という点である。ゆめ風はすべての避難所を回り、障害者との出会いをつくり出すことに努めた。出会った障害者については一人一人、「個人カルテ」を作成し、ケース会議で共有する。場合によっては、ゆめ風で数回支援を行った後、福祉サービスを提供している民間事業者に「つなぐ」こともある。

ポイントの第二は、長期支援という点である。個々の障害者と出会ってしまっているので、数ヶ月の短期で引き上げることはできず、3～5年程度を目安として活動する。

ポイントの第三は、地元優先という点である。阪神大震災の場合は、震災以前から市民活動が活発な地域で起きた震災であるのに対して、東日本大震災の場合は市民活動が活発ではない地域であり、近隣住民によるボランティアはごく少数で、遠方からのボランティアが多いという違いがある。そうした状況で、地元の主体性を尊重するために、地元の人を支援者として雇用し、県外スタッフから地元スタッフに切り替えていく。

ポイントの第四は、支援の担い手／サービスの利用者としての障害者の育成という点であ

る。支援の担い手の育成という点については、健常者だけが支援を行うのではなく、障害当事者こそが支援の担い手となってピアに声をかけていくことが必要だということである。その上で、支援の担い手の育成と同時に、福祉サービスの利用者としての障害者の育成もまた重要とされる。東北では、「サービスを使うことに遠慮がある」という地域特性があり、また、「サービスを使えることを知らずに利用していない」人も多い。

以上のようなゆめ風の支援には、反面で、一定のジレンマも伴っている。たとえば、福祉基盤をどう充実させるかのイメージが、ゆめ風側と地元側とで一致しない場合があり、ゆめ風側がヘルパーステーション設置をイメージするのに対して、地元側は施設設置をイメージするという。ゆめ風側のイメージは、大規模施設中心でそれ以外は親元での生活という東北において、ヘルパーを利用する土壌がないことに鑑み、ヘルパーサービスの利用者としての障害者を育成した上で、ヘルパー派遣事業所を立ち上げ、在宅福祉サービス基盤を充実させることを志向する発想と言える。だが、地元優先という支援ポイントを貫徹させようとする、地元の決定が尊重される一方で、ゆめ風側の想定するイメージと異なることがありうるというジレンマを、支援活動は抱えざるをえないのである。

#### (5) 障害者と健常者との接点

本章では、非日常時に集中的に被害を受け、「震災弱者」化した障害者の生とその支援について検討を行ってきた。最後に、非日常時の社会的被害を低減するための、日常時からの取り組みについて考えたい。結論を言えば、必要なことは、障害者と健常者とを「つなぐ」こと、障害者と地域との接点をつくることである。この点について、センター事務局長 O 氏は、「障害者と接点を持つ市民」を増やすことが必要だとし、「あらゆるチャンネルを使って」障害者と市民を「つなぐ」ことによってこそ、「当事者が元気になること」が可能になると述べている。

同様の方向性として、ゆめ風・Y 理事も、「障害者と健常者とのつき合いの密度を強くする」ことを挙げる。施設生活、親元での生活はもとより、街中での生活においても、ヘルパーとの関係だけしか持たないのであれば、地域とのつながりに乏しく、ノーマライゼーションとはいえ、やはり障害者と地域を「つなぐ」ことが必要であるという認識を示している。その上で、ゆめ風・Y 理事は、もう一点、避難所開設訓練への参加も挙げている。避難所でのバリアの問題も、障害者側、健常者側双方にこうした訓練への参加経験があれば、困難は低減しうるものと考えられる。

そしてこのような訓練は、障害者と健常者との出会いの契機になり、震災以前から、そして震災時にも、しばしば障害者に排除的対応を行ってきた地域社会のあり方そのものが問い直される機会ともなりうるだろう。

#### (6) 風化に抗して

阪神大震災においては、1年くらい後の段階で、あるシンポジウムのパネリストが、「神戸と東京との温度差が困る、東京で風化していくのが困る」と発言していた。

東日本大震災の場合も、1年という年月は、被災3県の避難所がすべて閉鎖された段階であり、同時にそれは、震災の風化がすでに進行中の段階と言える。

中井久夫は、ボランティアの第一の意義として、「存在してくれること」「その場においてくれること」（中井 2011: 64）を挙げている。ここから逆に、震災体験の風化とは、困難を抱える人々にとって、自己に配慮・支援を行ってくれる他者の不在を意味するということになる。

風化について、被災地のある支援団体（「日本国際飢餓対策機構（JIFH）〔仙台〕」）によれば、「（2011年）10月くらいこの段階で国内でギャップが生まれた」という。また、風化の一つの現れとして、全国社会福祉協議会のまとめによると、東日本大震災から約10カ月で、東北の被災3県で活動するボランティア数が、ピーク時（2011年ゴールデンウィーク：1日1万人以上が活動）の10分の1までに減少（2011年12月18日以降：1000人を割る）しているという状況がある（『朝日新聞』2012/1/13）。それに対して、時事通信社による調査では、2012年2月の時点で、全国で81.2%の人が「復興は進んでいない」と考えているという結果が出ている（調査は2012年2月9～12日、全国の成人男女2000人を対象に個別面接方式で実施され、1265人から回答が得られた）。現状、風化はますます進行する反面、復興への勢いは乏しく、まだまだ道途上である。

こうした状況では、少なくとも「ひとごと意識」を持たないことが肝要であろう。自己と震災とを切り離して問題を忘却してしまうのではなく、今なお困難を抱えている被災地と自己とが、物理的な距離は離れていようと、広い意味ではゆるやかにつながっているという意識を持ち、「支え合い」のネットワークを連鎖させていくことが重要である。その意味では、「身近でできる復興支援」の最たるものは、忘れないこと、語り継ぐことだとも言えよう。

#### （7）小括

ゆめ風・K事務局長は、「障害者はすべての被災者のカナリア的な存在。彼らが過ごしやすい環境はほかの被災者も過ごしやすいはずだ。周りの人々が想像力を働かせ、助け合ってほしい」（『朝日新聞』2011/3/21）と語っている。

風化に抗して、ヴァルネラブルな存在、そして「カナリア的な存在」である被災障害者への支援・「支え合い」の取り組みは喫緊の課題であり、また、現場でのそうした実践に定位した社会学的記録・分析の作業が必要である。

#### 4. 「サバイバーの社会学」に関するインプリケーション

以上の事例研究から、「サバイバーの社会学」に関するいくつかのインプリケーションを導き出したい。

(1) 広義のサバイバー概念について

R. J. リフトンは、「生存者とは、肉体的にせよ精神的にせよ、なんらかの形で死と接触し、現在なお生きつづけている者」と定義した上で、「われわれはすべて広島を生きのびた者である (Lifton, R. J., 1968=2009:282) として、死との接触体験者のみならず、そうした体験の後を生きる人々をすべて広義の「生存者 (サバイバー)」と把握した。

しかし、被災障害者の事例から分かることは、確かに地震という自然災害については被災市民すべてが被害者とも言えるが、被災市民の中には、「震災弱者」への二次被害という点ではむしろ加害者となる市民も存在するという点である。死との接触体験の後を生きる人々すべてをインパーシャルにサバイバーと把握すると、二次被害における加害者をもサバイバーの名のもとに包含し、二次被害を免罪することになりかねない。

ただし、死との接触体験の後を生きるすべての人々をサバイバーと把握することは、「ひとごと意識」の回避をもたらす場合もあると思われるので、広義のサバイバー概念を用いることに全く意味がないわけではないだろう。震災の風化や、犯罪被害者に対する一般市民の傍観など、「ひとごと意識」とその回避が焦点化される問題は少なくない。

(2) 二次被害に対する社会的アプローチ

これまで社会学以外の領域で被害者研究を行ってきたのは、第二次世界大戦後に犯罪学の兄弟科学として提唱された被害者学である。従来の犯罪学には、法学的アプローチと精神医学的アプローチがあるが、法学的アプローチの被害者学は、犯罪による直接的な第一次被害としての法益侵害に主として照準し、被害者の侵害された法益を、司法専門家が加害者への刑罰付与や被害者への賠償・補償によっていかに保護するかという議論を行うことが多い。また、精神医学的アプローチの被害者学は、犯罪による直接的な第一次被害としての PTSD 等に主として照準し、そうした医学的症状を医療専門家がいかに治療するかという議論展開であることが多い。いずれのアプローチにおいても、第二次被害への着目・言及はなされているものの、力点はそこには置かれず、被害の重層化プロセスを効果的に射程に収めきれていない。

それに対して社会学は、法益侵害や医学的症状としての第一次被害よりもむしろ、関係性の問題としての二次被害に焦点を合わせ、二次被害者化→サバイバー化の社会的相互行為プロセスに定位するのが妥当であるように思われる。二次被害者化→サバイバー化は、長期的スパンでの理解が必要であり、したがって、「サバイバーの社会学」は、事件直後の救援のみならず、その後の長期にわたる回復や自立に向けたサバイバーの取り組みとその社会的支援にアプローチすることが必要である。

なお、本稿では犯罪被害者の事例と被災障害者の事例を分析したが、前者だけでなく後者も、上記の二次被害者化→サバイバー化の社会的相互行為プロセスとして理解できる。被害者学の諸澤英道によれば、犯罪被害者を対象とする犯罪被害者学から、犯罪被害者以外の被害者も対象とする (一般) 被害者学へと、被害者学の対象領域の比重は近年移行してきたという (諸澤

1998)。その意味では、本稿は、（一般）被害者学の立場から、犯罪被害者も被災障害者も、どちらも「被害者」としてとらえ、主としてその二次被害に照準しているということになる。

### （3）現場における支援実践への定位

「サバイバーの社会学」は、制度・施策論に終始するのではなく、むしろ制度・施策だけでは回復や自立が困難なサバイバーの生きづらさ、制度・施策からこぼれ落ちてしまうサバイバーの生きづらさに注目し、現場におけるミクロな支援実践に定位することが必要である。

事例研究の部分で、法制度という「箱」の整備と、それだけにとどまらない「(箱の)中身」の充填について言及したが、「中身」の充填の必要性については、制度や施策の議論からだけではなかなかその内実は見えてこない。また、制度・施策の整備が徐々に進んできている現在では、それに伴って「中身」自体も変化しつつあるわけで、それは現場における支援実践からこそ学ぶべきことである。

そのような視点を欠落させ、制度的支援による「解決」に議論が特化すると、苦しみを「今ここ」で生きる人々の困難経験やその支援ニーズが置き去りになり、制度的支援のみでは支援が行き届かないサバイバーの苦しみが等閑視されることにもなりかねない。現場の支援実践から離れないことによって、実際に制度や施策の中で生活するサバイバーの苦しみの経験、支援ニーズ、そして自立や回復のリアリティに接近することが初めて可能になる。

これは、制度的支援が重要ではないと言っているわけではない。制度や施策の意義をふまえた上で、しかし、制度的支援による「解決」のみでサバイバーの自立や回復が達成されるととらえる傾向のある、我々の「常識」的な議論の一面性を問い直す必要があるということである。

### 【文献】

- 井上俊, 1997, 「動機と物語」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩波講座 現代社会学 第1巻 現代社会の社会学』岩波書店, 19-46.
- Lifton, R. J., 1968, *Death in Life: Survivors of Hiroshima*, New York: Random House. (=2009, 榊井迪夫・湯浅信之・越智道雄・松田誠思訳『ヒロシマを生き抜く(下)——精神的考察』岩波現代文庫.)
- Mead, G. H., 1934, *Mind, Self and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1973, 稲葉三千男・滝沢正樹・中野収訳『精神・自我・社会』青木書店.)
- 諸澤英道, 1998, 『新版 被害者学入門』成文堂.
- 中井久夫, 2011, 『災害がほんとうに襲った時——阪神淡路大震災 50 日間の記録』みすず書房.
- 佐藤恵, 2001, 「犯罪被害者のアイデンティティ管理——被害者の社会学に向けて」『年報社会学論集』14: 63-75.
- , 2003, 「犯罪被害者の『回復』とその支援——交通犯罪被害者遺族における被害者化過程の事例研究を通して」『犯罪社会学研究』28:96-109.

- , 2004, 「犯罪被害者家族におけるトラブルとその支援」『国際学レビュー』（桜美林大学国際学部）16: 69-89.
- , 2008, 「起点としての『聴く』こと——犯罪被害者のセルフヘルプ・グループにおけるある回復の形」崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編『〈支援〉の社会学——現場に向き合う思考』青弓社, 40-61.
- , 2010a, 「犯罪被害者支援の現場に学ぶ」『桜美林論考 法・政治・社会』（桜美林大学法学・政治学系）1: 59-60.
- , 2010b, 『自立と支援の社会学——阪神大震災とボランティア』東信堂.

(さとう けい 法政大学)